

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における  
低炭素化推進事業）により取得した財産の処分承認基準について

平成26年5月14日環事業26第020号  
一般財団法人 環境優良車普及機構

## 第1 趣旨

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定の趣旨に鑑み、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）（以下「補助金」という。）で取得した財産（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）交付規程（平成26年5月14日環事業26第021号）第12条第1項に規定する財産（以下「補助対象車両」という。））について、その処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）に関する一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）の承認基準を定めることにより、補助金の適正な執行を図ることとする。

## 第2 承認の手続

### 1. 申請手続の原則

補助事業者等が補助対象車両の処分を行う場合には、機構に様式第1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。ただし、補助金等の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項の規定に該当する場合を除く。

#### （注1）財産処分の種類

転用：補助対象車両の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象車両の所有者の変更。

交換：補助対象車両と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象車両の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

廃棄：補助対象車両の使用を止め、廃棄処分をすること。

#### （注2）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

### 2. 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括的承認事項」という。）であって様式第2により機構への報告があったものについては、上記1にかかわらず、機構の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(1) 法定耐用年数を経過した補助対象車両について行う財産処分。

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった補助対象車両又は立地上若しくは構造上危険な状態にある補助対象車両の廃棄。

### 3. 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を納付させることを条件として承認するものとする。

ア. 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

イ. 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

## 第4 財産処分納付金の額

### 1. 有償譲渡又は有償貸付

(1) 残存年数を納付金額とする。

有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、法定耐用年数の残存年数を納付金額とする。

ア. 上限額

処分する補助対象車両に係る補助額に、処分制限期間（法定耐用年数）から経過年数を差し引いた年数の割合を乗じて得た額を上限額とする。

### 2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は廃棄等

納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は廃棄等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ただし、財産処分納付金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。

なお、この場合においても、残存年数納付金額を上限とする。

### 3. 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

様式第 1

第 号  
平成 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構  
代表理事 岩村 敬 殿

補助事業者名 印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得した補助対象車両に係る財産処分について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）により取得した財産の処分承認基準について」の第 2 の 1 に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 廃棄 )

2 処分の概要

補助事業者			所在地	
車 種			登録番号	
補助年度	補助金額	処分制限期間	経過年数	残存年数
年	円	年	年	年
経緯及び処分の理由				処分予定年月日

添付資料

- ・補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

様式第2

第 号  
平成 年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構  
代表理事 岩村 敬 殿

補助事業者名 印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得した補助対象車両に係る財産処分の報告について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）により取得した財産の処分承認基準について」の第2の2に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 廃棄 )

2 処分の概要

補助事業者			所在地	
車 種			登録番号	
補助年度	補助金額	処分制限期間	経過年数	残存年数
年	円	年	年	年
経緯及び処分の理由				処分予定年月日

添付資料

- ・補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料